

『長崎志続編』(筑波大学付属図書館所蔵) 漂着朝鮮人送還年表・解題

木部 和昭：山口大学経済学部

本年表は、『長崎志続編』の記事により、各漂着地から長崎へと送還されてきた朝鮮人の記録を年表としてまとめたものである。文化十(一八一三)年から嘉永五(一八五二)年に至る、約四十年間について、総件数一二三件、一〇九九名の朝鮮人漂着事件が記載されている。

『長崎志続編』は、江戸時代に編纂された長崎の地誌である。田辺茂啓『長崎志正編』の続編として、長崎奉行の命を受けた小原克紹が明和五(一七六八)年編纂に着手し、野間寿恒・村岡重文らが追補を加えて、ほぼ天保十(一八三九)年に本文十巻・年表三巻として完成した。内容は正編の編纂方式を踏襲し、明和五年以降に関する、歴代長崎奉行や諸役所の改変といった行政、寺社の変遷、そして中国・オランダとの貿易やロシア船の来航といった対外関係などが詳述されている。その内、朝鮮人の漂着・長崎への送還についての記載は、巻九之下「外国人到港之部」の巻末に付された「朝鮮人送来之事」にあり、編年による朝鮮人漂着事件が列挙されている。その序文には以下のような記載がある(原漢文、書下し文に改めた)。

附、朝鮮人送来之事并序

近く長崎志を校讎(コウシュウ=校訂)して華船進港雑事之部を閲するに、獨り韓人護送之事を闕く、韓人動すれば舵を失い我国に漂着し何国を撰ばず悉く此地に運送す、其の人物多くは是れ農夫・漁人の輩にして間々小官下吏の者有り、嘗て禁無く通放行し(=制約を受けずに気ままに町に出歩く)或ひは人家の店棚に入る、然るに杆格争鬪の拳無し、故に官許の顧・仁恵の及ぶ所記無かるべからず、是に於て相与に謀り以て此事を附録せんと欲す、蓋し其の人名・幾数と其の歲月日とを記して、以て異日の例証に備ふと云う、時に文化十五年歲戊寅孟夏之月に在り田辺貞宣・河本昌孝 同誌(書下し文・注、筆者)

すなわち、この「朝鮮人送来之事」は、『長崎志正編』はおろか、続編の編纂当初にも記載がなかった事項であり、文化十五(一八一三)年夏に至り、田辺貞宣・河本昌孝によって新たに追補された記録であった。長崎について不勉強のため、田辺・河本両人がどのような人物であるかについては、現在のところ明らかにし得ないが、その記載内容から考えて、長崎奉行所に関係の深い人物ではなかったかと推察できる。

次に、その記載内容であるが、最も基本的な記述について例示しておく。

文化十癸酉年

一、当年九月廿九日、五島弾正少弼領内三井楽村ノ内牛ノ浦ノ渚へ、朝鮮国全羅道ノ内康津ト云所ノ漁民九人乗組漂着ニ付、大濱典膳警固シ、十月九日夜当地へ着ス、依之翌十日、朝鮮人九人請取吟味ノ上、対州聞役永野佐十郎へ当日引渡相済ム、朝鮮人名歳左ニ記ス

一、歳六十 夫ケゾキ 一、歳廿六 金ボグニアニ

一、歳四十九 鄭マグシニ 一、歳廿六 康二ヨグオキ

(以下、五名分は省略)

年や事件によって多少、記述に精粗も見られるが、ほぼこの形式が踏襲され、年次順、長崎送還一件毎に、記事が列挙されている。ここからは、漂着年月日、漂着地および領主、朝鮮人の出身地・職業・人数、漂着地からの警護人名と長崎到着月日、引渡し事務を担当した対馬藩閩役、そして朝鮮人の姓名・年齢が、基本的データとして読み取れる。なお、漂着者が女性であったり、僧侶などの特殊な人物であった場合には、名歳の右肩にその旨が記載されていた。ただ、この名歳付立が見られるのは、通番三三、文政六年一月の漂着事件までで、次の通番三四の事件より「右漂民名歳、記載二違アラズ、因テ以後之ヲ畧ス」として、記載されなくなるため、以後、「男女二十一人漂着」とあっても女性の人数を確定できなくなる。また、通番二四、文政四年以降には、山陰沿岸の漂着事件については、乗船船具を別途海路で廻漕する記述が見られるようになり、その宰料者名と長崎着岸月日が判明するようになる。この他、死者の存在、死骸のみの漂着、空船の漂着についても記載がある。また、朝鮮船の積荷の処置や、朝鮮人所持の「提札(戸牌)」についての記述なども散見された。

本年表は、以上の記載に基づいて、漂着年月日、漂着藩・漂着地、漂着船とその人数(女性と死者数)、漂民の職種と出航地、送還警護人、対馬藩閩役、長崎到着月日を基本項目として設定し、データの入力を行なった。朝鮮人の名歳付立については、その有無のみを表記し、特記事項等については「その他」の項目に出来るだけ盛り込む事とした。地名等の表記は「景尚道」の様に、原本の表記に従った。なお、死者のみの漂着事件は、死骸を長崎まで送還してくるために本年表では取り上げたが、空船の漂着については、現地の焼却処分まで事件が完結しているため、今回は取り上げなかった。

この『長崎志続編』『朝鮮人送来之事』であるが、諸本によって、取り上げている朝鮮人漂着事件の時代範囲がかなり異なっている。まず、長崎文献叢書第一集第四巻として活字に翻刻された刊本(丹羽漢吉・森永種夫校訂『続長崎実録大成』の書名で一九七四年に刊行、長崎文献社)では、該当箇所での記録は、文化十(一八一三)年に始まり、天保八(一八三七)年までで終わっている。また『通航一覽続輯』巻六にも「戸川家蔵長崎志続編」を出典とした該当記事が引用されているが、これは文政九(一八二六)年から天保十一(一八四〇)年までを記載している。文政九年が始期なのは、『通航一覽続輯』の対象範囲によるものだろうが、終わりが天保十一年までなのは、明らかに長崎文献叢書本とは異なっている。これらに対し、筑波大学附属中央図書館にも『長崎志続編』が所蔵されているが、この本では文化十年から嘉永五(一八五二)年に至る漂着事件を記載している。こうした点から、この「朝鮮人送来之事」は、文化十五年に田辺・河本両氏によって記録が開始されて後、『長崎志続編』が一応の完成を見た天保十年以降も、追々書き綴られていったものと推測できる。それを、田辺・河本が引続き追記したものなのか、あるいは別の何者かがそれを引継いだのか、現段階では判然としない。また、『長崎志続編』には、他にも諸本がいくつかあり、もっと後まで記録したものが存在する可能性もある。いずれにせよ、諸本の比較検討が必要と思われるが、筆者の力不足により現段階ではそれを成し得ない。したがって、ここでは、管見の諸本の中で最も対象年代の広い、筑波大学附属図書館の所蔵本を底本として用いた。

ところで、『長崎志続編』に記載される朝鮮人漂着事件は、朝鮮人が漂着した後、各地の領主より長崎へと送還されてきた事例を書き綴った、長崎段階での記録である点に特徴がある。したがって、長崎奉行を経ず、直接朝鮮へと送還される対馬藩の事件については一切含まれていない。が、それ以外

の領地に漂着した場合は、すべて長崎奉行の手を経て対馬藩へ引渡されていたので、内地における大まかな漂着地の概況を把握する事は可能である。対馬を除く地域では、圧倒的に五島藩へ漂着する確率が高く、平戸藩（壱岐国も含む）がこれに次いでおり、肥前・壱岐国だけで全体の半数近くを占めている。また、これに次ぐのが長門国であり萩藩・長府藩を合わせれば二十一件もの漂着事件の発生を記録している。また、丹後天領や宮津藩・出石藩など、かなり東方にまで漂流している事件も見られる。こうした山陰地方東部や薩摩藩領など、遠方への漂着ほど、死者の発生する確率が大きい点も浮かがえた。

また、この『長崎志続編』の記述には、他の史料には余り見られない、独自の情報も多々盛り込まれている。

まず、各漂着地からの護送関係の記述であり、護送人や長崎到着年月日などが判明する。これは長門の様に藩政文書が比較的豊富な地域を除けば、把握の難しい情報であり、これによって、各地域ごとに、漂着発生から何日程度で長崎へ護送されてくるのかが明らかになる。また、長崎への送還に関して、朝鮮人を陸路送還、乗船・船具等を別途海路で廻漕するのは、ほぼ長門以東の山陰沿岸地域に限られ、九州諸藩は南方の薩摩を含めて、ほとんどが海路で人・船ともに長崎へ廻漕している事が明確になった（通番一〇六の唐津藩の事例が唯一の例外、破損した船の修理によるものと考えられる）。

また、長崎奉行所で漂民を受け取ってから、対馬藩へ引渡す手続きについても若干の事実が浮かがる。大体、奉行所で各地の領主より送付されてきた朝鮮人の吟味に費やされる日時は約一日で、即日かその翌日には対馬藩聞役に引渡しを完了している。唯一の例外が、通番七三の五島へ五人漂着の事例で、天保四年の十一月一日には長崎に到着しているのに、対馬への引渡しは十二月十三日であり、一ヵ月以上、長崎奉行所へ滞留している。通番七四の同じく五島漂着の十一人を待って、一同に引渡されたようだが、その理由は不明である。概して、長崎奉行所での吟味期間は短く、おそらく形式的なものであった事が浮かがる。また、朝鮮人の職業や出身地が判明しており、名歳付立も存在する事実から考えて、実際の取調べは対馬藩の通詞が行なったのであろう。

なお、漂着朝鮮人の引渡し手続きに関連して興味深いのが、通番一八の事例である。ここでは「請取吟味ノ上、対州聞役橋辺治郎右衛門病氣ニ付、名代薩州聞役相良甚太夫エ当日引渡相済ム」とあって、対馬藩の聞役が病気のため、薩摩藩の聞役が引渡し事務を代行している。薩摩藩は対馬藩と同様に、外交窓口を役として管掌する藩であった事に起因した処置と考えられる。この事は、両藩の長崎聞役が、漂流民送還をはじめとする対外関係事務において、特殊な役割を有していた事実を示している。

そもそもこの年表は、一九九二年に筑波大学に提出した修士論文『朝鮮漂流民救助にみる近世日朝関係史の一断面』の中で附表として掲載したものである。当時はまだ朝鮮人漂着事件についての網羅的データが存在しなかったため、漂着地域の概況を把握する目的で作成した。現在では、池内敏氏の『近世朝鮮人漂着年表（稿）』（一九九六年）があり、より緻密で網羅的な漂着地域の把握が可能となった。そこで最後に、この池内年表と『長崎志続編』の記述とを大まかに比較してまとめたい。

「朝鮮人送来之事」は文化十五年夏に執筆が開始されたが、文化十年九月の事例まで遡って記述している。池内年表と対校してみると、文化十二年後半から同十三年前半の漂着事件がまとまって欠落している（池内年表R-63~70、S-1の事件）、また本年表の通番一二、文化十二年十一月二十一日、壱岐へ二十名の漂着事件だが、池内年表では文化十一年と記載してあり（同R-46）、『長崎志続編』

の記載は誤りと考えられる。「朝鮮人送来之事」執筆を始めた文化十五年の段階には、この文化十二～十三年の記録に混乱が生じていたのだろう。それ以外で記載が洩れていたのは、文政三年から文政四年正月にかけての四件（同S-15～18）および天保十三年七月の石見漂着の事例一件（同U-49）であった。

以上のように、国内的に漂流民送還の窓口であった長崎で、実際にそれを目にした同時代の人物によって記録された『長崎志続編』「朝鮮人送来之事」の記述は、かなり高い精度を有するものであった事がわかる。そうした意味で、本記録は、漂着朝鮮人の送還体制を考える際、多くの手掛かりを与えてくれる貴重な史料として大いに評価できるであろう。